

第1回智頭町議会定例会会議録

令和4年3月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 4号 令和4年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 5号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8号 令和4年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第10. 議案第 9号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第11. 議案第10号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12. 議案第11号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第12号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第13号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第14号 令和4年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第15号 令和4年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第26号 智頭町専門医等研究資金貸与条例の制定について
- 第18. 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第28号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第21. 議案第30号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）
- 第22. 議案第31号 町道の路線の認定について
- 第23. 議案第32号 智頭病院改革プランの変更について
- 第24. 議案第33号 字の区域の変更について
- 第25. 議案第34号 字の区域の変更について

- 第 26. 議案第 35 号 字の区域の変更について
- 第 27. 議案第 16 号 令和 3 年度智頭町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 第 28. 議案第 17 号 令和 3 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 4 号)
- 第 29. 議案第 18 号 令和 3 年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2
号)
- 第 30. 議案第 19 号 令和 3 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 第 31. 議案第 20 号 令和 3 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第
3 号)
- 第 32. 議案第 21 号 令和 3 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
- 第 33. 議案第 22 号 令和 3 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4
号)
- 第 34. 議案第 23 号 令和 3 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1 号)
- 第 35. 議案第 24 号 令和 3 年度智頭町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 36. 議案第 25 号 令和 3 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 37. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 4 号 令和 4 年度智頭町一般会計予算
- 第 6. 議案第 5 号 令和 4 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 6 号 令和 4 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 7 号 令和 4 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 8 号 令和 4 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 9 号 令和 4 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算

- 第11. 議案第10号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第12. 議案第11号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第13. 議案第12号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第14. 議案第13号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15. 議案第14号 令和4年度智頭町水道事業会計予算
- 第16. 議案第15号 令和4年度智頭町病院事業会計予算
- 第17. 議案第26号 智頭町専門医等研究資金貸与条例の制定について
- 第18. 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第28号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正について
- 第21. 議案第30号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）
- 第22. 議案第31号 町道の路線の認定について
- 第23. 議案第32号 智頭病院改革プランの変更について
- 第24. 議案第33号 字の区域の変更について
- 第25. 議案第34号 字の区域の変更について
- 第26. 議案第35号 字の区域の変更について
- 第27. 議案第16号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第9号）
- 第28. 議案第17号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第29. 議案第18号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第30. 議案第19号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31. 議案第20号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32. 議案第21号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第33. 議案第22号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

第34. 議案第23号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第35. 議案第24号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）

第36. 議案第25号 令和3年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）

第37. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	4番 藤田 浩祐
5番 宮本 行雄	6番 田中 賢
7番 谷口 翔馬	8番 波多 恵理子
9番 安道 泰治	10番 大河原 昭洋
11番 河村 仁志	12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	國 岡 厚 志
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	矢 部 久美子
教 育 課 長	竹 内 学
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山 村 再 生 課 長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 いず美
会 計 課 長	江 口 礼 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次

総務課参事 米本勝彦
病院事務部長 福安教男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 柴田睦子
書記 寺谷圭祐

開会 午前10時30分

開会あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、安道泰治議員、10番、大河原昭洋議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの15日間と決定しまし

た。

日程第 3 . 諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項並びに 1 9 9 条第 9 項の規定に基づき、令和 4 年 1 月から 2 月分の例月出納検査報告書並びに令和 3 年度財政援助団体等監査結果報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、鳥取県東部広域行政管理組合議会が、去る令和 4 年 2 月 7 日から 8 日に開催され、議案 5 件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会が、去る令和 4 年 2 月 1 5 日に開催され、議案 5 件が可決されました。なお、議案等につきましては、議会事務局にて閲覧していただきますようお願いいたします。

次に、今期定例会の説明員につきましては、3 月 1 日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 5 . 議案第 4 号から日程第 2 6 . 議案第 3 5 号まで 2 2 案
一括上程

○議長（谷口雅人） これから、日程第 5、議案第 4 号 令和 4 年度智頭町一般会計予算から、日程第 2 6、議案第 3 5 号 字の区域の変更についてまでの 2 2 議案を一括して議題とします。

日程第 4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに第1回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところ出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、本年2月に開始したロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、世界情勢及び世界経済の重大な不安定要素となっており、我が国にも多大な影響を与えることとなります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者が最初に確認された後、既に2年以上が経過しましたが、この間、ウイルスは変異を続け、いまだ収束が見えない状況にあり、活動自粛などの長期化により、今なお、経済社会活動など多くの分野で深刻な影響が続いています。

加えて、原油価格の高騰などにより、日常生活に必要なガソリンなど燃料や電気料金、食品などの値上げが続いていますが、ウクライナ侵攻に伴う原油や小麦など輸入品の高騰による燃料や食糧品のさらなる値上げも予想され、国民生活に多大な影響を与えることとなります。

また、近年頻発化の著しい自然災害は、毎年、国内の広い範囲で甚大な被害をもたらすなど、国民生活に脅威を与え続けており、本町でも、昨年7月と8月には豪雨災害、12月以降は度重なる豪雪となり住民生活を脅かしています。

このような中、私は、町長就任以降一環して、感染防止対策をまず第一に、新型コロナウイルスワクチン接種など感染拡大予防と町民生活安定のための取組を進め、コロナ下・コロナ後の社会を見据えた、「安全で安心な活力ある町」の実現を目指して諸施策に取り組んでまいりましたが、令和4年度においても、引き続き、安全安心で活力があり、豊かで幸せな暮らしが実感できる「住んでよかったと思える町づくり」を進めてまいる所存であります。

次に、今定例会に提案する諸議案の説明に先立ち、令和4年度に臨む私の所信の一端を申し述べ、本議会を通じ、町民皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

令和4年度の国の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が予想される中にもあっても、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を1.1%上回る額が保障されたものの、昨年度大幅増となっていた臨時財政対策債は、マイナ

ス67. 5%と大きく減少しています。

本町においては、自主財源である町税のうち、市町村民税は個人及び法人税割のいずれも、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少ないと見込めるため、例年と同程度の収入を見込んでいますが、固定資産税にあつては、評価替えに伴う減収及び償却資産分の減収が引き続き見込まれることから、一般財源の確保が困難となる一方、公債費などの義務的経費は累増するほか、デジタル化の推進、脱炭素化などのグリーン社会実現を目指した取組など、新たな行政課題への対応に要する経費も必要となり、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

このため、令和4年度当初予算編成に当たっては、歳入に見合った歳出が基本であることを念頭に、各課所属における予算枠を目標値として配分するなどし、新規事業は抑制しつつ、既存事業についても、全ての事業を検証した上で、廃止や抜本的見直しによる新たな制度設計を行い、無駄を排除して、予算の適正化に努めたところであります。

しかしながら、このような財政状況にあつても、「SDGs未来都市」としての役割を果たしつつ、「第7次智頭町総合計画」の4つの基本理念と「第2期智頭町総合戦略」を踏まえた諸施策・事業を、着実に実施していかねばなりません。

令和4年度は、「第7次総合計画」下期5年の1年目となります。町の将来像に掲げる「一人一人の人生に寄り添えるまちへ」を実現するため取り組んできたところですが、今年度計画の認知度アンケートを実施した結果、まだまだ浸透していない状況が伺えました。下期では、この将来像の周知を積極的に図るとともに、「6つの視点」に沿った諸施策・事業及び「第2期智頭町総合戦略」の重点施策を、主役である町民皆様とともに連携しながら取り組んでまいります。

なお、全ての事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防対策に万全の配慮をするとともに、コロナ下・コロナ後を見据えた、「新たな生活様式」と「新たな行政様式」に対応するための事業設計を行いながら進めてまいります。

第7次総合計画の「6つの視点」のうち、「智頭町ならではの自然やつながりで健康長寿なくらし」の実現については、引き続き、病院、社会福祉協議会、地域の皆様と連携しながら、智頭町に暮らす全ての住民が、住み慣れた地域で、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かな、自立した生活を送ることができる「智頭らしい地域福祉」の実現を目指し、地域で支え合う体制づくりを展開してまい

ります。

さらに町民の抱える課題が複雑化、複合化する中、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮といった属性を超えた一体的な対応や、はざまのニーズへ対応するため、これまでの相談支援体制等の取組を生かしつつ、そのニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、重層的支援体制の整備に取り組んでまいります。

智頭病院では、全ての町民が安心して地域で暮らし続けることができるよう、一人一人に寄り添った医療の実現と、健全経営の持続に取り組んでまいります。

「一人一人の個性を活かしながら支え、つながる家族」の実現については、産前、産後ケアの充実など、妊娠・出産・子育ての各場面での切れ目のない、子育て世代包括支援事業をさらに推進してまいります。

また、子どもを取り巻く社会状況を踏まえ、子どもの居場所づくりなどを継続するとともに、児童虐待や育児放棄などの対応や、課題を抱える子どもや保護者の対応についても、保健福祉部門と教育関係機関との連携の下、きめ細やかな支援を行ってまいります。

「生活の知恵から趣味や仕事まで、暮らしを彩る学びを増やす」の実現については、令和2年11月に開館した「ちえの森ちづ図書館」は、子どもからお年寄りまで、多くの皆様に利用していただいておりますが、生涯学習の拠点、交流の拠点及び居場所として、住民の皆様とともに事業を展開してまいります。

ちづ保育園の全ての園児の保育料を完全無償化することにより、さらなる子育て世帯の負担軽減を図るとともに、学校給食費の完全無償化など、子育て世代の負担軽減に引き続き取り組んでまいります。また、県下でも先進的な教育環境・教育設備を活用した、智頭町らしい特色のある教育の充実など、安心して子育てができる環境整備を推進してまいります。

「受け継いできた仕事を生かし、新たなチャレンジを広げる」の実現については、町商工会と連携しながら、事業者のニーズを把握し、的確な支援制度を構築するとともに、令和3年6月に認定を受けた「智頭町複業協同組合」による人材派遣を活用しながら、商工業を中心に雇用の創出に幅広く取り組み、雇用の維持を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を乗り切るため、地域経済の活性化に機動的に取り組んでまいります。

林業では、令和2年3月に策定した「智頭の山と暮らしの未来ビジョン」を踏

まえ、人材確保や育成のための仕組みづくりを構築しつつ、森林整備や木材利用推進のための施策を着実に進めてまいります。

農業では、引き続き、遊休農地対策など農地利用の最適化を図るとともに、「ホンモノの農作物」の供給に向けた生産体制づくりを推進するほか、ジビエなど地域資源の活用を進めてまいります。

また、重要文化的景観に選定された「智頭の林業景観」について、整備活用具体化を進めてまいります。

「活動を広げる仲間づくり、小さなつながりを幾重にも連ねるコミュニティへ」の実現については、「防災福祉マップ」作成事業の推進など「地域支え愛活動」や、「おせっかい奨学金制度」をはじめとする「おせっかいのまちづくり」を、引き続き推進するとともに、本町独自の住民自治実践活動である、「日本1／0村おこし運動」や「百人委員会」に、多くの皆様の積極的参加を促すなど、活動の質の向上と活性化に取り組んでまいります。

また、空き校舎等の利活用を積極的に支援し、地域の活性化とコミュニティビジネスの展開を図ってまいります。

観光振興については、コロナ禍でマイクロツーリズム、ワーケーションなどのニーズが高まり、特に密集地を避ける観光が注目されています。これは中山間地域にとってはチャンスでもあり、本町の魅力を十分に体験できる旅行商品の造成を行い、町内外の周遊観光など、広域的な観光事業の強化を図るとともに、コロナ後、さらには令和7年に開催される大阪万博を見越して、インバウンド対応の強化も図ってまいります。

また、部落差別をはじめとするあらゆる差別やいじめを絶対に許さない町を目指し、人権尊重のまちづくりを進めてまいります。

最後に、「町民の安心な暮らし・活動を支えるための、そして未来に受け継ぐ環境整備」については、近年、頻発化・激甚化する自然災害の脅威から町民の生命・財産を守るため、道路・橋梁などライフラインの整備や除雪態勢の強化、自助・共助による地域防災力向上など、ハード・ソフト両面の対策について全力で取り組むとともに、災害に備えた消防・防災体制の整備を図ってまいります。

公共交通については、令和2年度から、新IP告知端末を活用したAIデマンドタクシーの実証実験を実施し、令和5年4月の本格運行に向けて取り組んでいるところですが、新年度は本格運行を見据えた全町的な実証実験を行い、スムー

ズな導入となるよう努めてまいります。

また、引き続き、コロナ下・コロナ後を見据えた「新たな生活様式」と「新たな行政様式」に対応した、行政のスマート化・デジタル化を推進するなど、快適で住みよいまちづくりを進めてまいります。

このような考えの下、編成した令和4年度一般会計予算は、予算の適正化に努めながらも、安全安心で、魅力あふれる元気なまちづくりの実現に要する経費を計上したところであり、総額は前年度比3億7,000万円、5.4%減の64億4,000万円となりました。

それでは諸議案を審議いただくに当たり、提案しています議案について、その概要を説明します。

まず、議案第4号 令和4年度智頭町一般会計予算の概要について、「第7次総合計画」の4つの基本理念ごとに説明します。

「森の恵みを活かしたまちづくり」に関しては、我が町ならではの子育て施策である「森のようちえん事業」では、県独自の認証制度による事業者への運営支援のほか、国の保育料無償化に伴う施設等利用給付費を引き続き措置しています。

地籍調査事業については、大字大屋の一部、及び大字中原の一部、並びに大字大呂の一部の一筆地調査を引き続き実施するとともに、新たに大字慶所の一部に着手することとしています。また、山林調査を引き続き智頭町森林組合に委託するとともに、大字大屋の一部山、大字慶所の一部平地及び山の調査を直営で実施することにより、さらなる事業の進捗を図ることとしています。

林道維持管理事業では、民営林道の維持修繕支援を継続するとともに、大規模災害の未然防止と年々増加傾向にある修繕等経費削減を目的に、林道維持管理委託業務を新たに事業化しています。そのほか、経年劣化や被災した路線を中心に、計画的に林道整備を進めることとしています。

また、点検により小規模崩落が確認された穂見山線の法面修繕工事を計画しています。

公共林道事業では、新規開設路線について、関係機関とともに全体計画の策定に向け検討を進めてまいります。

林業及び森林関係では、「智頭町複業協同組合」と連携しながら「林業マルチワーカー」を確保・育成し、林業事業体のニーズに応じて人材を派遣する仕組みを構築するなど、人材育成・人材活用に向けた取組を一段と加速していくことと

しています。また、地域林政アドバイザーと連携して学習会や就労相談等を開催するとともに、林業技術講習等の受講を支援するなど、担い手の確保・育成に努めてまいります。

森林セラピーと民泊については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながらの対応が前提となりますが、コロナ収束後の展開を視野に入れつつ、「民泊フォトログイニング」の全国展開などを通じて誘客促進を図ることとしています。

農業については、引き続き「遊休農地対策の加速化」を最重点課題とし、集落での話し合いを促しながら「人・農地プラン」の作成につなげるとともに、農業用の機械や施設の導入、遊休農地の再生、耕作条件の改善、省力化技術の導入を支援することとしています。

「安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり」に関しては、まちづくり事務費で、5G環境を構築できるコネクテッドカー導入により、高速通信を活用した取組を進め、住民サービスの向上に努めてまいります。

行政情報システム推進費では、内部情報系ネットワークの強靱化を図るとともに、昨年度整備したテレワーク環境やテレビ会議システムなどを活用して、行政のスマート化・デジタル化を加速してまいります。

地域情報化推進事業では、住民生活に不可欠なインフラとして定着している光基盤の保守管理を行うとともに、利用支援、機器故障などに対応するために、引き続き「地域見守り支援員」を配置することとしています。

また、新しいIP告知端末を整備したことで、今後様々なサービスが提供できることになり、さらにコネクテッドカーの整備により、高速通信による学習機会の創出や高齢者福祉の充実を図ることが可能となるため、これらを活用しつつ全町的なデジタル化を進めてまいります。

コミュニティバス運行事業では、令和5年4月の運行開始に向けて、AIデマンドタクシーの全町的な実証実験を実施するとともに、「共助交通推進員」を配置しスムーズな導入を図ります。また、すぎっ子バスも令和4年度は運行しますので、安全な運行管理に努めます。

税務総務費では、令和8年度の国の標準準拠システムへの移行に向け、地方税共通納税システム拡大業務及び軽自動車税関係システム導入に係る費用を計上しています。

賦課徴収費では、令和6年度の評価替えに向け、標準宅地の鑑定業務委託に係

る経費を措置しています。

戸籍住民基本台帳事務では、法改正により導入されることになった、マイナンバー情報連携等のシステム改修費のほか、証明書コンビニ交付に係るシステム保守等の経費を、また、窓口での証明書料等のキャッシュレス決済端末導入に係る経費を措置しており、さらなる非接触化の環境を整備することとしています。

障がい者施策では、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく事業や、相談支援事業など、地域生活支援事業等を引き続き実施します。

特別医療費では、小児・障がい者・独り親家庭への、医療費自己負担分の助成を措置しています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援事業、就労支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業、子どもの居場所づくり事業を引き続き実施します。

さらに、今年度実施した子どもの成育環境調査の結果を基に、子どもの未来応援計画を策定することとしています。

就労支援事業は、引き続き直営で実施し、より身近な支援につなげるとともに、レセプトを活用し医療扶助の適正化を図ることとしています。

また、重層的支援体制整備事業として、新年度から高齢者、障がい者、子ども、生活困窮といった属性を超えた一体的な対応を、障がい福祉費、老人福祉費等の中で行い、社会福祉総務費において、共助の基盤づくりとして属性世代を問わない居場所づくりに取り組んでまいります。

特定空家対策事業では、特定空家等の解体撤去に対する補助金を引き続き措置するなど、危険空家等の適切な管理を推進してまいります。

保健衛生総務費では、智頭病院における医師の確保、資質向上を目的に、1年以上勤務する医師が、専門医及び指導医等の資格を取得する際に必要な資金を貸与するための費用を措置しています。

予防事業では、流行の蔓延や重症化を防ぐため、各種予防接種事業を継続実施します。なお、平成26年から積極的勧奨を見合わせていた子宮頸がんワクチン接種が、見合わせていた期間の対象者も含め、令和4年度から積極的勧奨となるため、その費用を措置しています。

母子衛生については、妊婦健診等母子保健事業を実施するとともに、関係機関

と連携し、妊娠期から子育て期までを通した相談しやすい体制を築き、切れ目のない支援を行ってまいります。

さらに3歳児健診において、弱視を早期発見するため、検査機器を導入する費用を措置しています。

また、子どもを望む夫婦のため、不妊治療費の助成を継続するとともに、新たに不育症検査・治療費助成についても措置しています。

健康診査事業では、胃がん、大腸がんなど各検診について、引き続き個人負担なしで実施し、受診率の向上を図ることとしています。

また、人間ドックの対象年齢を74歳まで引き上げ、拡充するとともに、脳ドック、特定健診、後期高齢者健康診査を実施し、健診後の事後指導の充実に努め、健康な生活を送ることができるよう支援してまいります。

じん芥処理事業では、新可燃物処理施設「リンピアいなば」の供用開始に伴い、最終年度となる建設事業負担金のほか運営等に係る負担金を措置しています。

このほか、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスである、簡易水道、農業集落排水、公共下水道の各事業について、サービスの提供が安定的に継続できるよう、それぞれ繰出金を措置しています。

町道事業では、住民の生活環境の安定及び通勤通学など、生活に欠かせない社会資本であることから、道路新設改良、維持修繕及び橋梁長寿命化を計画的に実施してまいります。

地方創生整備推進交付金事業では、県が整備を行う林道に隣接する町道を改良し、森林整備の効率化と、交通安全上の問題解消や地域住民の利便性向上を図ることとしています。

除雪事業では、冬期における交通の安全を確保するため、除雪路線の追加と除雪車両1台を追加配備し、態勢の強化を図るとともに、小型歩道除雪機の無償貸与を引き続き行うこととしています。

また、ふるさと整備土木事業など、住民ニーズに密着した事業についても、引き続き実施するとともに、「福祉のまちづくり推進事業補助金」により、集落公民館を含む民間特定建築物のバリアフリー化を推進するとともに、住宅の耐震化を促進するための無料耐震診断事業を実施するほか、危険ブロック塀の除去・改修に対する支援も引き続き実施し、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

消防・防災関係では、地域防災力の中核を担う消防団の充実強化のため、団員

報酬及び出勤報酬の増額改定を行います。また、火災・水害等に備えるため、消防資機材及び防災備蓄品の整備を継続して行うこととしています。

病院事業については、経営健全化を確保するため、繰出基準に基づく繰出金を措置しています。

「子どもから大人まで 学びと成長のまちづくり」に関しては、百人委員会で、昨年12月に提案された一般及び鳥取大学生による9プロジェクト、智頭中学生、智頭農林高校生による3プロジェクトの企画提案を支援し、次代を担う中学生・高校生とも連携したまちづくりを推進してまいります。

日本1/0村おこし運動では、令和3年度をもって地区振興協議会への財政支援が一区切りとなります。今後も元気で活発な地区活動を支援することとし、円滑な地区運営のため、人的支援として引き続き集落支援員を配置することとしています。

空き校舎等の利活用については、山形、那岐、山郷地区それぞれの旧小学校を、引き続き地区に指定管理とすることにより地域と行政の連携を強化してまいります。

さらに、本年度から取り組んでいる旧那岐小学校の大規模改修について、新年度は外構工事を行います。これはコロナ後を見据え、交流の促進を図り、地域の活力を生み、さらなる住民参加が促されるよう積極的に支援するものです。

智頭農林高校との協働連携事業の推進については、本年度県教育委員会が中心となり、魅力化推進チームによる魅力化への具体策を策定していますが、これを踏まえ新年度は、学校で学んだことを実社会でも十分生かせる力を身につける場づくりを、県と町が連携して実施していくことで、さらなる魅力化を図ることとしています。

地域支援推進事業では、みんなで支え合う地域づくり事業として、買物福祉サービス支援に要する経費を措置するとともに、持続可能な地区活動を推進するための計画策定に際する支援をすることで、さらなる住民自治の推進を図ります。

商工振興については、町商工会及び商店が中心となって実施した「まちゼミ」は、各商店の魅力発信につながり、今後の本町商工業の活性化に期待できますので継続して支援します。さらに一般社団法人智頭町観光協会などと連携して特産物開発を実施する経費を支援することで、地域活力の向上を図ることとしています。

また、地域経済の重要な担い手である地域づくり人材を育成するため、「智頭町複業協同組合」に対し、国などの制度に基づく運営支援を行い、コーディネーター1名と地域おこし協力隊をそれぞれ1名配置することで、持続的な運営を目指すこととしています。その他、店舗改修に要する経費の助成のほか、新規創業・開業に対する助成、設備投資などに対する助成など、引き続き行うこととしています。

国際交流事業については、平成11年から大韓民国江原道楊口郡と交流を続けているところですが、コロナウイルス感染症の影響を受け、思うような交流が実現できていませんが、オンラインによる協議を進めながら、コロナウイルス感染症が収束次第、交流事業を再開することとしています。

学校教育については、小中学校の教育環境の整備・充実に努めるとともに、GIGAスクール構想による、学校の学びの急速な変化に対応するため、タブレット更新の経費を、また小中学校に配置しているICT支援員継続のための経費を措置しています。外国語指導助手については、2名体制を継続することとしています。

学校・家庭・地域等と連携し、児童生徒の様々な問題に取り組むため、スクールソーシャルワーカーや早期支援コーディネーターを継続して配置するほか、小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実に努めてまいります。

小中学校における通学費の無償化、学校給食費の無償化を引き続き実施し、子育て世帯の負担軽減を継続して図ることとしています。また、令和5年度のスクールバス運行開始に向け中型バス2台を購入することとしています。

また、社会教育事業では、「地域とともにある学校づくり」を目指すため、コミュニティ・スクールの導入に取り組みます。

文化財保護事業では、国の重要文化的景観「智頭の林業景観」について、令和3年度策定した整備計画に基づき、保存と活用を図ります。

歴史の道整備活用推進事業では、平成30年7月豪雨等により毀損した、史跡「智頭往来志戸坂峠越」の災害復旧工事を引き続き行います。

また、石谷家住宅は、コロナ禍で団体客の入館者増は見込めない状況ですが、まずは、町内をはじめ県内、近隣県の個人客の増加を図るため、様々な企画展示を実施し、文化財観光の活性化と、魅力の発信を行ってまいります。

ちえの森ちづ図書館については、引き続き、子どもからお年寄りまで集い、共

に学ぶ環境の整備を進め、町全体の活性化につなげることを目指します。

「地域のつながり、家族のつながりでつくるまちづくり」に関しては、移住定住施策では、先にも申しましたが、令和2年の国勢調査で予想以上に人口減少が進んでいる結果となったことを受け、きめ細やかなフォロー体制を構築するため、移住定住コーディネーターを1名増員し、移住者・定住者の増加を図るとともに、空き家の調査を積極的に進め、空き家になる前からの対策を講じることで、住み続けたい、住みたいと思うまちづくりを進めてまいります。

そのほか、各種移住定住対策支援事業、リフォーム助成などを引き続き実施することにより、移住者・定住者の増加を図ることとしています。

さらに、移住者や疎開保険加入者の促進を図るため、関係課と連携して都市部を中心にイベントを実施し、併せて智頭町全体のプロモーションを行います。

まちづくり支援事業では、町内の地域づくり団体が協働して行うまちづくり事業を引き続き支援するとともに、町内資源を生かした先進的な事業で、新規性・モデル性が高く事業規模の大きい新規創業・起業についても、国の施策と連動した補助制度により引き続き支援することとしています。

地方創生事業では、「多世代のつながりが新たな世代融合を生み出す循環型まちづくり推進事業」の2年目事業として、コミュニティ通貨を活用した、世代融合と外部人材の積極的な活用による、コミュニティビジネスの活性化を図るための経費を措置しています。

疎開保険については、現在関東、関西圏を中心に、61口118名の方に参加いただいておりますが、加入者にお送りする新鮮な野菜や米、清酒、加工品などの産物も大変好評を博しています。令和4年度は、加入者を対象とした疎開訓練ツアーなども企画するなど、引き続き加入者の増加に努めてまいります。

地域福祉施策では、高齢者、障がい者等の生活に必要な交通手段を確保するための支援として、タクシー利用費助成及び福祉有償移送サービス利用者助成を引き続き行うこととしています。

また、「おせっかいのまちづくり」では、平成27年におせっかい宣言をしてから7年が経過し、その間おせっかい奨学金制度の創設など、全庁横断で推進を図ってきました。引き続き、児童生徒のチャレンジカードの取組をはじめ、毎月1日の広報など啓発活動に努めてまいります。

高齢者施策では、「地域支え合い基盤づくり事業」、「みんなで支える集落拠

点整備事業」、「わが町支え愛体制づくり事業」を引き続き実施することとしています。

子ども子育て支援分野では、乳児保育、一時保育、病児病後児保育、延長保育を引き続き実施し、多様化する保育ニーズに応えることで保護者の就労を支援するとともに、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業を実施し、乳幼児期の子育て世代における、育児不安や子育ての孤立化を防ぎ、子どもへの健全な愛着形成を図ってまいります。

また、令和元年度から実施された国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上及び第2子に対して保育料を無償化としてきましたが、新年度からは、ちづ保育園における全ての園児の保育料を完全無償化し、さらなる子育て世帯の負担軽減を図るとともに、「我が家で子育て応援給付金」を引き続き支給するなど、子育て支援の充実に取り組むこととしています。

観光振興については、観光トレンドを意識しつつ、今後のインバウンドの回復を見据えながら、観光商品の造成、プロモーション活動など、一般社団法人智頭町観光協会と連携して事業を行います。

観光施設管理事業では、観光客の利便性向上を図るため、観光施設の維持管理に要する経費を措置しています。

また、ふるさと納税については、返礼品の充実に図るとともに、業務委託の民間事業者を増やすなど、「智頭町魅力発信事業」とも連携しながら、智頭町の魅力発信を強化することにより、ふるさと寄附額を伸ばしたいと考えています。

以上、令和4年度智頭町一般会計予算の概要を説明しました。

次に、特別会計及び企業会計について説明します。

議案第5号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算では、医療給付費を措置するとともに、特定健診、糖尿病性腎症重症化予防事業のほか、未受診者対策を引き続き実施することとしています。また、特定健診を受けるきっかけづくりとして、受診率向上キャンペーンを行うなど、受診率向上に向けた取組をさらに進めてまいります。

議案第6号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計予算では、各施設の水質検査など維持管理に要する経費のほか、引き続き地方公営企業法の適用に向けた経費を措置しています。

議案第7号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算では、貸

付金の収納に要する経費を措置しています。

議案第 8 号 令和 4 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算では、土地開発基金利子を措置しています。

議案第 9 号 令和 4 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算では、施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置するとともに、マンホールポンプ場監視通報装置等機器の更新に要する経費のほか、引き続き地方公営企業法の適用に向けた経費を措置しています。

議案第 10 号 令和 4 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算では、各地区施設の維持管理及び起債償還に要する経費を措置するとともに、マンホールポンプ場監視通報装置の更新に要する経費のほか、引き続き地方公営企業法の適用に向けた経費を措置しています。

議案第 11 号 令和 4 年度智頭町介護保険事業特別会計予算では、介護サービス、介護予防サービスの給付費のほか、要支援者等に対する介護予防、日常生活支援総合事業に係る経費を措置しています。

なお、認知症地域支援推進員を配置し、認知症予防教室等の予防事業の推進とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう認知症総合支援事業の推進に努めることとしています。

また、介護予防、重度化防止のための取組を、引き続き智頭病院と連携して実施するとともに、生活支援コーディネーターを中心に、各地域での困り事に対する仕組みづくりの支援を行ってまいります。

議案第 12 号 令和 4 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算では、智頭町心和苑及び智頭デイサービスセンターの、維持管理及び起債償還に要する経費を措置しています。

議案第 13 号 令和 4 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療広域連合の運営に要する経費を措置しています。

議案第 14 号 令和 4 年度智頭町水道事業会計予算では、施設の維持管理及び老朽管の修繕に要する経費のほか、アセットマネジメントに基づく水道の更新計画策定委託業務に係る費用を措置しています。

議案第 15 号 令和 4 年度智頭町病院事業会計予算では、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、訪問診療を強化し、在宅での療養生活をサポートするため、医師・看護師等専門職確保に要する経費のほか、医療機

器の整備及び施設の維持及び起債償還に要する経費を措置しています。

次に、議案第16号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第9号）について主なものを説明します。

総務費の財産管理費では、智頭町土地開発公社の経営健全化を図るため、保有用地購入に要する経費のほか、消耗品費及び高圧洗浄機購入費の増額を、地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧那岐小学校改修工事費の増額を、交通政策費のコミュニティバス運行事業では、地方バス路線維持対策費補助金の増額を、諸費では諸税還付金の増額を、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードによる転入出手続のワンストップ化のための、システム改修に係る経費を措置しています。

衛生費の予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業が9月末まで延長されたことに伴い、必要となる経費を措置しています。

商工費の商工振興費では、智頭町新型コロナウイルス感染症等対応利子補給補助金基金積立金の増額を、土木費の土木総務費では、土地開発公社保有用地購入費のうち、簿価との差額を公社に対し補助金として支払う経費を、除雪事業では、除雪委託料及び修繕料、燃料費の増額を、社会資本整備総合交付金事業などでは、事業費の調整を、それぞれ措置しています。

その他、各費目全般にわたって、決算見込みに基づき人件費を含む事業費の調整を行っています。

以上、今回の一般会計補正予算は、1億7,761万8,000円の減額であり、補正後の予算総額は、71億3,599万3,000円となります。

また、議案第14号から22号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に決算見込みに基づくものであります。

次に、条例案件について説明します。

議案第26号 智頭町専門医等研究資金貸与条例の制定については、智頭病院に勤務する医師に専門医及び指導医等の資格を取得するために必要な資金を貸与することについて、必要な事項を定めるものです。

議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、国家公務員において育児休業を取得しやすい勤務環境の整備が義務付けられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第28号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に

については、富沢体育館を指定管理者に管理を行わせる施設を追加するものです。

議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正については、国が示す消防団員標準報酬額を基に、団員報酬などを増加するものです。

最後に、その他案件についてです。

議案第30号 公の施設における指定管理者の指定については、智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの指定管理者について、指定先を選定したので、議会の議決を求めるものです。

議案第31号 町道の路線の認定については、新たに、屋並谷線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第32号 智頭病院改革プランの変更については、国による新たな改革プランのガイドライン提示が延期されていることに伴い、現在のプランを時点修正の上、令和5年度まで延長することについて議会の議決を求めるものです。

議案第33号 字の区域の変更については、大字芦津地内の地籍調査事業実施に伴い、大字芦津地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第34号 字の区域の変更については、大字八河谷地内の地籍調査事業実施に伴い、大字八河谷地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第35号 字の区域の変更については、大字西谷地内の地籍調査事業実施に伴い、大字西谷地内の字の区域を一部変更することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第4号から日程第16、議案第15号までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、一般会計予算の質疑については歳入、歳出、債務負担行為から地方債の

3区分。その他、特別会計予算、事業会計予算については、歳入と歳出に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第5、議案第4号 令和4年度智頭町一般会計予算の補足説明を求めます。
國岡総務課長。

○総務課長(國岡厚志) それでは、議案第4号 令和4年度智頭町一般会計予算につきましては、別に配付しております令和4年度当初予算の概要の説明により、補足説明とさせていただきますので、こちらをご覧くださいと思います。

令和4年度当初予算は、先ほど町長が提案理由で述べましたとおり、新規事業を抑制しつつ、既存事業についても全ての事業を検証した上で、廃止や制度設計の見直しを行うなど経費の効率化を図り、無駄を排除し、予算の適正化に努めたところですが、そのような中においても、コロナ後の社会を見据えた予算編成としています。

主に行政情報システム推進事業、コミュニティバス運行事業、除雪事業及びスクールバス運行管理事業などが増額となっているものの、旧那岐小学校改築事業、地域情報化通信基盤整備事業、東部広域可燃物処理施設建設事業負担金などが減少したことにより、総額64億4,000万円と、前年度と比較して5.4%、3億7,000万円の減額となっております。

それでは、1ページの歳入から説明させていただきます。なお、円グラフの下の欄に増減の主なものを挙げておりますので、併せてご覧いただきたいと思ます。

町税につきましては、966万7,000円減の6億3,184万8,000円を見込んでおります。これは、市町村民税が、新型コロナウイルスの影響による減収が見込みより少なかったため、人口減に伴う減収はあるものの、前年度比約2.1%、424万9,000円の増額を見込んでいます。固定資産税については、3年に1度の評価替えなどの影響により前年度比約マイナス3.4%、1,292万5,000円の減額を見込んでいます。

次に、地方特例交付金等は、前年度比1,239万3,000円減の1億6,

671万9,000円を見込んでいます。これは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、固定資産税減収補填終了のため、地方税等減収補てん臨時交付金の皆減が、主な要因であります。

地方交付税につきましては、前年度比3億2,000万円増の28億円を見込んでいます。これは、令和4年度地方財政計画によると、地方交付税は、前年度比約4%増が示されており、また近年の実績ベースでも28億円を超えているため、人口減などの減額要素があるものの、大幅な増額を見込んでいます。

分担金及び負担金は、前年度比604万4,000円減の1,663万5,000円を見込んでいます。これは、子育て世代の負担軽減をさらに推進するため、ちづ保育園に通う全園児の保育料を完全無償化することに伴う、ちづ保育園費負担金の減などによるものです。

国庫支出金は、前年度比1億4,283万1,000円増の6億8,171万9,000円を見込んでいます。これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金などの増、また、戸籍情報システム整備費補助金、重層的支援体制整備事業交付金、へき地児童生徒費補助金の皆増によるものです。

次に、県支出金は、前年度比870万9,000円増の5億4,114万6,000円を見込んでいます。これは、重層的支援体制整備事業交付金の皆増、地籍調査事業費補助金の増、林業再生事業費補助金、Society5.0補助金の皆減などによるものです。

繰入金のうち基金繰入金は、前年度比1億9,961万5,000円増の7億9,974万6,000円を計上しています。これは、財政調整基金繰入金1億7,000万円の減が主なものです。

繰越金は、前年度比250万円減の4,500万円を見込んでいます。

町債は、前年度比6億1,220万円減の5億7,830万円を計上しています。旧那岐小学校改築事業、地域情報通信基盤整備事業、東部広域可燃物処理施設建設事業負担金に充当する過疎債の減が大きな要因です。

臨時財政対策債は、前年度比2,810万円増の1億3,430万円を計上しています。

続きまして、歳出状況のうち、2ページの性質別について概要を説明します。

まず人件費です。3,983万3,000円の増額となっておりますが、退職

者の増加に伴う、退職手当組合負担金及び消防団員報酬の増が主な要因であります。

物件費につきましては、内部情報系ネットワーク強靱化システム構築委託料、A I デマンドタクシーの全町的な実証実験の委託料などの増に伴い、1億1,887万3,000円の増額となっております。

扶助費につきましては、障害者給付費の増などにより2,016万1,000円の増額となっております。

補助費等につきましても、1億3,029万3,000円の大幅な減額となっておりますが、東部広域行政管理組合可燃物処理費負担金1億5,650万5,000円の減が主な要因であります。その他、東部広域行政管理組合火葬場管理費、森林整備推進事業補助金などが減となっています。また、地域経済循環創造事業補助金、企業立地促進補助金、重要文化的景観整備事業補助金などが増となっております。

普通建設事業についても、4億3,450万円の大幅な減額となっておりますが、旧那岐小学校改築事業、及び地域情報通信基盤事業の減少が大きな要因であります。そのほか、地方創生整備推進交付金事業、公共施設等適正管理推進事業などが減額となっております。また、社会資本整備交付金事業、スクールバス購入費、除雪機購入費などが増となっております。

公債費につきましては、1,575万5,000円の増額となっておりますが、これは、過疎債ハード、過疎債ソフトの元金償還開始に伴う増によるものであります。

積立金及び貸付金につきましては、1,389万9,000円の減額となっておりますが、定住促進基金積立金、地域活性化基金積立金の減などによるものであります。

繰出金につきましては、主に国民健康保険事業特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金の減により1,153万9,000円の減額となっております。

次に3ページをご覧ください。目的別歳出の状況です。

議会費は、議員報酬などの減に伴い、664万1,000円減額の7,875万3,000円となっております。

総務費は、前年度比3億7,801万1,000円減の9億6,903万5,

000円となっております。これは、地域情報通信基盤整備事業に伴う地域情報化推進事業及び旧那岐小学校改築事業実施に伴う空き校舎等利用推進事業の減が大きな要因です。そのほか増額の主な事業は、内部情報系ネットワーク強靱化に伴う行政情報システム推進費、AIデマンドタクシーの全町的な実証実験に伴うコミュニティバス運行事業の増などによるものです。

民生費は、障害者給付費の増に伴う障害者福祉費の増、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、各支援事業を集約した重層的支援体制整備事業の増などにより、前年度比4,056万6,000円増の14億8,266万1,000円となっております。

衛生費は、前年度比1億2,935万2,000円減の8億4,519万1,000円となっておりますが、東部広域可燃物処理費負担金の減に伴う、じん芥処理事業の減などが大きな要因となっております。

農林水産業費は、前年度比1,128万2,000円減の8億5,512万6,000円となっております。増減の主な事業は、事業配分の増に伴う地籍調査事業の増、イベント出店減など、ホンモノの農産物づくり推進事業の減、国奨励金の活用による補助金の減による畜産業費の減、地域おこし協力隊任期満了に伴う委託料の減など、林業事業体支援の減。事業費組替えに伴う森林整備推進事業の皆減、事業統合などに伴う美しい森林づくり基盤整備事業の増などによるものです。

商工費は、前年度比925万9,000円減の1億257万6,000円を計上しています。増減額の主な事業は、複業組合（特定地域づくり事業共同組合）に地域おこし協力隊を配置する委託料の増に伴う商工振興費の増、観光協会地域おこし協力隊任期満了に伴う委託料の減など、観光事業の減などです。

土木費は、前年度比4,655万5,000円増の5億8,774万7,000円を計上しています。増減の主なものは、町道現地調査委託料の増に伴う道路維持事業の増、除雪ドーザー購入費の増に伴う除雪事業の増、公共施設等適正管理推進事業債事業、事業組替えに伴う緊急自然災害防止対策事業の創設。町道改良工事の減に伴う地方創生整備推進交付金事業の減、町道測量設計及び工事費の増に伴う社会資本整備総合交付金事業の増、県事業急傾斜地崩壊対策事業負担金の減に伴う道路新設改良事業の減、下水道整備事業の減などとなっております。

消防費は、前年度比198万1,000円増の、1億7,047万5,000

円を計上しています。増減の主な事業は、八頭消防署智頭出張所排水施設工事の減に伴う常備消防費の減、団員報酬、出動報酬の増に伴う非常備消防費の増、会計年度任用職員及び備品購入費の減に伴う防災費の減などです。

教育費は、前年度比5,968万8,000円増の5億5,499万3,000円を計上しています。増減額の主な事業は、バス購入などに伴うスクールバス運行管理事業の増、重要文化的景観整備事業補助金の増に伴う文化財保護事業の増などです。

次に、4ページをご覧ください。

基金の現状につきましては、普通会計における令和4年度末の基金残高は17億100万円で、令和3年度末見込額から約7億7,700万円の減少を見込んでおります。これは、財政調整基金7億円、教育施設整備基金5,000万円、定住促進基金4,974万6,000円など、合計約7億9,900万円を取り崩す予定などとしているものであります。なお、積立てについては、ふるさと基金約600万円、公共施設整備基金約300万円、定住促進基金約1,000万円など、合計2,300万円を予定をしております。また、令和3年度3月補正後の基金残高は約24億7,000万円で、前年度から約2,000万円の減少を見込んでおりますが、特別交付金の令和3年度3月分が今後交付されますので、年度末の決算状況等を勘案して、基金取崩しの圧縮を検討することとしており、決算時においては、基金残高の減少をできるだけ抑えていきたいと考えております。

公債費の状況につきましては、普通会計における令和4年度の公債費は、令和3年度に比べ、約1,500万円増額の約7,900万円を見込んでおります。また、一般会計における令和4年度中起債予定額は5億7,830万円で、元金償還予定額は7億5,427万6,000円であり、差引き令和4年度末起債残高は、84億5,967万8,000円を見込んでおります。

簡単ではありますが、以上が令和4年度一般会計予算の概要であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為から地方債についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第5号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 失礼します。

議案第5号 令和4年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算です。

予算書155ページからになります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,285万6,000円とするものです。令和4年1月末現在の国保加入世帯は1,021世帯、被保険者が1,570名となっており、その方の国保事業に係る経費となっております。

歳出につきましては、166ページをご覧ください。

平成30年度からの広域化に伴い、市町村が実施責任主体となっている事務経費に係る一般管理費、特定健診、保健指導に係る保健事業費以外は、広域化の影響を受けた数値が基準となっております。

総務費につきましては、職員人件費、窓口業務に係る会計年度任用職員報酬、共同電算処理手数料、システムに係る経費等を措置しております。

168ページからの保険給付費につきましては、医療費は県全体の医療費の伸びを0.3%増で試算し計上しております。算定金額は、令和2年度の医療費が基となっておりますので、昨年度予算よりも増加しております。

170ページからの国民健康保険事業費納付金につきましては、市町村が支払

う保険給付費を、県が市町村に交付するための財源として県が徴収するものです。金額は、県が令和2年度の保険給付費を基に算出したものになり、県全体の保険給付費の必要額を、所得水準や医療水準を考慮して各市町村に配分しています。前期高齢者等の増加等により、県全体の医療費総額が増加することから、昨年度より納付金のほうも増加しております。

172ページの保健事業費では、特定健診事業費を計上しております。人間ドック、町ドックに係る委託料を国保会計でここで計上しておりましたが、財源は全て一般会計からの繰入金であったため、令和4年度からは健康づくりとして一般会計でこの予算を計上することにしたため、歳入歳出ともに、そこが減額となっております。また、糖尿病性腎症の悪化を防止し、人工透析への移行を防止することを目的に糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料を計上するとともに、特定健診受診率向上のため、未受診者対策等を専門機関に委託し、実施する予算を計上しております。また、特定健診受診率向上キャンペーンを引き続き実施し、特定健診を受けるきっかけづくりを行うための予算を計上しております。

歳入につきましては、161ページからとなります。

保険給付に伴った県からの保険給付費交付金、一般会計繰入金、基金繰入金をあて、国保税を調整し予算計上としております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第6号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。予算書183ページでございます。

予算説明資料では、特別会計の16ページから18ページになっております。

議案第6号 令和4年度智頭町簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ1,969万5,000円としております。

まず、歳出についてですけれども、190ページをご覧ください。主なものでございますが、一般管理費では委託料に令和2年度から継続中であります地方公営企業法適用支援業務委託料を、また、排水費の役務費では水質検査費用を、それぞれ計上しております。

また、歳入でございますが、1ページ手前の189ページに記載してありますとおり、給水使用料、一般会計繰入金、並びに簡易水道事業債をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第7号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 失礼いたします。予算書193ページをご覧ください。予算説明資料は、特別会計の19ページになります。

議案第7号 令和4年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ524万9,000円としております。

まず、歳出についてですが、199ページをご覧ください。

住宅新築資金貸付事業、宅地取得資金貸付事業、一般会計への繰出金をそれぞれ計上しております。なお、公債費、起債につきましては、令和3年度で償還終

了となっております。また、住宅新築資金償還推進助成事業では、貸付金償還推進に係る職員人件費と事務経費、並びに一般会計への繰出金を計上しております。

次に、歳入についてですが、198ページでございます。

県補助金、貸付金元利収入をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第8号 令和4年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） それでは、予算書206ページをご覧ください。予算説明資料は21ページとなります。

議案第8号 令和4年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額をそれぞれ1,000円とするものであります。

次に、211ページ及び212ページをご覧ください。歳入歳出それぞれに1,000円を計上しておりますが、これは、土地開発基金から生じる利子を、土地開発基金に積み立てるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は、1時ちょうどです。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

國岡総務課長。

○総務課長(國岡厚志) それでは、先ほど当初予算の補足説明をした中で、一部けたの読み間違いがありましたので、そこにお配りをしているとおり、公債費の状況については、約7億9,000万円を見込んでおりますというふうに、下線のところの訂正をお願いいたします。

○議長(谷口雅人) ただいま総務課長から訂正の理由説明がありました。配付のとおり訂正の件を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

日程第10、議案第9号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部久美子) 失礼します。予算書213ページをご覧ください。予算説明資料は、特別会計の22ページからになります。

議案第9号 令和4年度智頭町公共下水道事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億867万5,000円としております。

まず、歳出につきまして、221ページから一般管理費でございます。これは、公共下水道事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や設備の維持管理に要する経費でございますが、令和2年度から引き続いて行っております令和5年度からの地方公営企業法の適用、移行に係る経費もこの中に含んでおります。

続いて、222ページの公共下水道設備費では、施設状態を予測しながら維持管理を行うための、ストックマネジメント基本計画に基づき、令和4年度は浄化

センターのスクリーンユニットを更新する経費を措置しております。

223ページの公債費では、下水道事業に係る長期債の償還利子及び元金として、合計1億6,322万5,000円を計上しています。

次に、歳入についてですが、219ページからとなります。

使用料のほか、国庫補助金、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第10号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 失礼いたします。予算書232ページをご覧ください。説明資料のほうは、特別会計の24ページからです。

議案第10号 令和4年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算。

歳入歳出の総額をそれぞれ3億8,631万2,000円としております。

まず、歳出についてですが、240ページから一般管理費です。これは、農業集落排水事業に係る職員人件費と事務経費及び各種業務委託料など、施設や設備の維持管理に要する経費ですが、これには、浄化センターマンホールポンプの監視通報装置などの更新に係る経費を措置していますと同時に、先ほどの公共下水道事業と同様に、令和2年度から引き続いて、令和5年度からの地方公営企業法の適用のための移行に係る経費も含んでおります。

241ページの公債費では、農業集落排水事業に伴う長期債の償還利子及び元金として、2億4,081万1,000円を措置しております。

次に、歳入についてですが、238ページからのとおり、使用料、国庫補助金、一般会計繰入金、前年度繰越金及び町債をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第11号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。予算書250ページ、予算説明資料特別会計の25ページからです。

議案第11号 令和4年度智頭町介護保険事業特別会計予算。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,234万1,000円と定めるものです。この会計は、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の2号被保険者の、介護保険事業に係る経費を賄うものです。

歳出につきましては、261ページからとなります。

総務費では、会計年度任用職員報酬、職員の人件費、電算事務に要する経費のほか、介護認定審査調査に関する費用を計上しております。263ページ中段からの保険給付費につきましては、令和3年度の給付状況を基に各サービス費を推計し措置しております。

262ページから下段の地域支援事業ですが、介護予防生活支援事業サービス事業費では、要支援者の通所介護相当サービス、訪問看護相当サービス、短期集中予防サービスである通所介護サービス支援に係る経費等を措置しております。また、その計画作成に係る費用を、263ページの介護予防ケアマネジメント事業で措置しています。

267ページの一般介護予防事業費では、次の介護保険計画策定準備のための高齢者実態調査に係る費用の計上と、認知症予防のための脳の健康教室、温水プールや運動に関する介護予防教室等の委託料を措置し、介護予防活動の推進に努めるものです。

268ページの任意事業では、独り暮らしの高齢者に配食を行う食の自立支援事業や、介護度4、5の介護認定者を自宅で介護されている非課税世帯の家族に介護用品を支給するための経費等を措置しています。

認知症総合支援事業では、提案理由にもありましたとおり、認知症地域支援推進員を配置し、認知症予防教室等の実施とともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症総合事業をさらに推進するための費用を計上しております。

歳入につきましては、257ページからとなりますが、国・県支払い基金、まちのルール分と保険料、繰越金で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第12号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第12号 令和4年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算です。

予算書281ページからとなります。説明資料は47ページとなります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,872万8,000円と定めるものです。この会計は、心和苑及び智頭デイサービスセンターの維持管理に要す

る経費を賄っております。

歳出につきましては、287ページとなります。主なものはサービス事業費であり、心和苑、デイサービスの修繕費、保険料と起債償還に伴う経費を計上しております。

歳入につきましては、280ページとなります。主に社協からの寄附金、介護サービス事業運営基金繰入金をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第14、議案第13号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。議案第13号 令和4年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算です。

予算書288ページからとなります。説明資料は特別会計の49ページからとなります。

歳入歳出予算それぞれ1億509万1,000円とするものです。この会計は、75歳以上の方や一定の障害などにより認定を受けておられる65歳以上の方に対する医療費に係る費用を、保険料や負担金として広域連合に納める会計の費用です。

歳入につきましては、町からの繰入金、保険料をもって措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第14号 令和4年度智頭町水道事業会計予算の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長(藤森啓次) 失礼します。当初予算書1ページをご覧ください。

議案第14号 令和4年度智頭町水道事業会計予算でございます。

収益的収支につきましては、収入を8,431万5,000円、支出につきましては8,368万3,000円とするものでございます。

1ページめくっていただきまして、2ページには資本的支出としまして1,685万5,000円を計上してございます。なお、この資本的支出に关します財源につきましては、上段に書いてございますように当年度分損益勘定留保資金をもってあてております。

それでは、支出につきまして22ページからとなっております。

主なものとしたしまして、23ページ、総務経費の委託料にアセットマネジメントに基づく単期の更新計画委託業務費用として1,049万4,000円を計上しております。その他につきましては、おおむね例年どおりでありまして、近年の決算に基づいて予算を計上しております。なお、資本的支出につきましても、26ページに計上しておりますが、おおむね例年どおりでございまして、浄水器購入費用、老朽管更新工事費用、企業債償還金を計上しております。

収益的収入につきましては、21ページになりますが、主に給水収益、それと長期前受金の戻入れ等で構成しております。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

これから歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第15号 令和4年度智頭町病院事業会計予算の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長(福安教男) 予算書1ページをご覧ください。

議案第15号 令和4年度智頭町病院事業会計予算でございます。

収益的収入と支出は、収益的収入の額を18億817万1,000円、収益的支出を19億3,614万4,000円とします。

2ページに移りまして、資本的収支で資本的収入の総額を2億8,101万1,000円、資本的支出の総額を3億8,147万9,000円とするものでございます。資本的収支の収入が支出に対し不足する額については、損益勘定留保資金で賄うものとしております。前年度実績を反映させる形で収支を積み上げております。

業績の予定量としまして、1ページに年間患者数と利用者数を掲げております。これを利用率に換算しますと、一般病棟で82.7%、療養病棟で89.7%、老人保健施設で96.1%というような利用率を見込んでおります。外来患者数におきましては、1日当たり160.3人と見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで補足説明及び質疑を終わります。

日程第5、議案第4号から日程第16、議案第15号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時18分

再 開 午後 1時18分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました予算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に河村仁志議員、副委員長に谷口翔馬議員、以上のとおりです。

日程第17、議案第26号から日程第26、議案第35号まで 10案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第17、議案第26号から日程第26、議案第35号までの10議案の補足説明及び質疑を行います。

日程第17、議案第26号 智頭町専門医等研究資金貸与条例の制定についての補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。議案書、説明資料共に1ページとなります。

議案第26号 智頭町専門医等研究資金貸与条例の制定についてです。

次のとおり、智頭町専門医等研究資金貸与条例を制定することについて、地方

自治法の規定により、本議会の議決を求めるものであります。これは、智頭病院に勤務する医師が専門医及び指導医の資格獲得のために必要な資金を貸与することにより、医師の確保、士気向上による医療の充実を図ることを目的に行うものです。第2条にありますように、智頭病院に1年以上勤務する医師を対象に、無利息で研究資金を貸与するものです。なお、3ページの第10条のとおり貸与期間を継続して勤務した場合、返還を免除するものです。

施行期日は、令和4年4月1日とするものです。

説明は以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） この新しく制定される予定の条例ということでございます。智頭病院における医師の確保ということで、これは十分認識をしております。これを読み解いていきますと、どのような資格を取得するための研究資金なのかというようなところについて質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） この条例を基に貸し付けられる研究資金について、取得できる専門医等の話になりますが、専門医自体の数につきましては、かなりの数、40種類以上の専門医があるということですが、智頭病院に勤務しながら取得することができるという専門医制度につきましては、家庭医であったり、訪問診療であったりというような、地域医療に根差した専門医の取得を目指すところになると考えております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 訪問診療の拡充するというような、当初予算の提案理由の説明等にもありましたように、今後やはりこういう智頭町なんかでは、過疎地域の訪問診療を強化するというようなことでありますけども、それについては、それは当然だろうというふうに認識しておりますけども、この内容を見ていく中で、これは医師が自己申請によって、これは可とするのかというようなところに関してはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男）　　まずは、医師の自己の申請が第一になります。その申請には病院の代表者の推薦も必要となっておりますので、その辺りの確認。あとは、町がその研究資金を貸与するに足るのかどうかの判定をしていただくということになります。

○議長（谷口雅人）　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　この条例案を見させていただきますと、1年目から3年目で、3年以内ということで、1年目が、10年目以上の医師免許の取得経過年数ということになれば、1年目が200万、2年目が300万、3年目が400万、引き続き希望する場合は4年目以降は200万というような記述になっております。基本的には、やはり3年以内というような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（谷口雅人）　　福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男）　　専門医の取得をされるに当たって、そのための研修であったり、臨床の実務を行って実績を積むということも必要になります。それが長いものだと大体3年ぐらいかかるということのようでございます。

○議長（谷口雅人）　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　ということになると、この貸与の金額に関しましては、もう一括で支払われるというような認識でよろしかったですか。

○議長（谷口雅人）　　福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男）　　1年ごとということで、予算化もされてるところのようでございます。

○議長（谷口雅人）　　10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋）　　1年ごとは分かるんですけども、一括で支払われるのか、それとも月々に分割して支払われるか。その辺りはいかがですか。

○議長（谷口雅人）　　福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男）　　失礼します。予定では、年間分を一括で支払う予定でございます。

○議長（谷口雅人）　　ほかにありませんか。
3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘）　　この条例は、研究資金の貸与条例ということになっておりますが、第10条の項目を見ますと、返還の免除という項目がございます。こち

らを見ますと、貸与期間を継続して勤務したときは、この返還を免除するという規定があります。そもそもこの貸与という条例ですけども、一定の期間継続して勤務したときは返還を免除するということを想定した条例であるのか。あるいは、この貸与期間というものがどの程度のものを想定しておられるのか、分かりましたらお願いします。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 貸与期間につきましては、年単位ということになります。その間、勤務を継続して勤務していただきました場合、免除。返還免除という規定になっております。

○議長（谷口雅人） 3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 貸与期間を継続して勤務したときは免除するという規定がありますので、想定として返還のほうは免除しますよ、研究資金を提供することを主目的として、返還は求めないということを基本にしておられる条例かどうかということとは。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 第10条、条例に書いてあるとおりで、そういうふうになっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） そうしましたら、議案書4ページをご覧ください。併せて議案説明資料1ページの下の段をご覧くださいと思います。

議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

これにつきましては、本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休暇制度等の周知等の措置並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を追加するものであります。

追加する詳細につきましては、議案書5ページをご覧ください。

新たに19条として、妊娠・出産等について申出があった場合における措置等を追加しております。同じく20条として、勤務環境の整備に関する措置を追加するものであります。

施行期日は、公布の日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第28号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 失礼します。それでは、議案書6ページから7ページをご覧ください。併せて議案説明資料の2ページ上段をご覧ください。

議案第28号 智頭町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

富沢体育館に関する業務を指定管理者である富沢地区振興協議会に管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、本会議の同意を求めらるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） そうしますと、議案書8ページをご覧ください。併せて議案説明資料2ページの下段もご覧いただきたいと思っております。

議案第29号 智頭町消防団条例の一部改正につきましては、県内他自治体に比べ低い消防団員の報酬を改善するため、国が示す消防団員標準報酬額を基に増額改定を行うものであります。

改正の内容につきましては、議案書9ページをご覧ください。

第14条の報酬及び手当を消防団長以下団員まで改正するものです。また出動手当を出動報酬として改正するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日からであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第30号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。議案書10ページとなります。

議案第30号 公の施設における指定管理者の指定について（智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター）。

次のとおり、地方自治法に規定する公の施設の指定をすることについて本議会の議決を求めるものです。公の施設の名称は、智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンター。指定管理者は、八頭郡智頭町大字智頭1875番地、社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会会長 小林一晴。指定の期間については、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなります。

指定の理由としましては、智頭町立智頭心和苑及び智頭デイサービスセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会に指定管理者として指定しようとするものです。選考委員会等で厳正な選定・審査を行った結果、これまでの実績並びに事業計画書等の内容が安定した運営管理を図ることができると考えられたこと、及び安定した管理を行うための必要な人材及び財源的基礎を有していると考えられたというふうなことで、指定管理者として指定しようとするものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第31号 町道の路線の認定についての補足説明を求めます。

迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） それでは、議案11ページをご覧ください。

議案第31号 町道の路線の認定についてでございます。

これは林道屋並谷線の一部区間を新たに町道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

路線の詳細についてですが、議員の皆様にはA4、1枚ものの図面を参考資料としてお配りしておりますので、そちらもご覧ください。

路線番号3333、町道屋並谷線、起点は智頭町大字大背字大背河原1847番1。参考資料の下側の写真になりますけども、県道と宮ノ本橋の接続部になります。終点は智頭町大字大背字大背陰平1522番1。参考資料の上側の写真になりますが、民家を通過し、住家が途切れた先にあります2号橋と言われる橋の手前になります。重要な経過地は一般県道西宇塚那岐停車場線となります。

本路線は、現在智頭町森林組合が管理する林道として活用されているところですが、地域住民の生活には欠かせない基幹路線であることから、町で適切な維持管理をする必要があると判断し、新たに町道として認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第32号 智頭病院改革プランの変更についての補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案書 12 ページと併せまして別冊となっております智頭病院改革プラン案をご覧ください。

議案第 32 号 智頭病院改革プランの変更についてです。

別紙のとおり、智頭病院改革プランを変更することについて、智頭町議会基本条例第 9 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものです。

国によります次のガイドラインが示されるまでの間、今後の経営の指標とするため、令和 3 年度から 5 年度までの間について 3 か年につきまして現行の改革プランの延長をするなどの変更を行ったものです。

説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番、大河原議員。

○10 番（大河原昭洋） 新型コロナウイルスの感染症の拡大ということで、現在のプランを 3 か年延長してということで説明をいただきました。以前、診療費といいますが、医療費等々を抑えるために地域医療構想っていうのがいろんな自治体病院を抱えているところでは非常に危惧されるような内容が国のほうから提示されてたわけですけど、現時点でこの 13 ページにも書いてありますけども、この地域医療構想の今後、国は強引に進めようとしているのか、その辺りについて、今の認識をちょっと聞かせていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 令和 2 年に、地域医療構想として、全国の公的病院 424 病院の再編統合ということで示されたところですが、これにつきましては、見直しは行われるものの、国としては方針は一定のものを目指しておるものだと考えられます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 24、議案第 33 号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 失礼します。議案書 13 ページ、説明資料 3 ペー

ジをご覧ください。

議案第33号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第206条第1項の規定によりまして、平成30年7月から平成30年10月に実施しました地籍調査事業の大字芦津地区の一部、計画面積3.01平方キロメートルの一筆地調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように、字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書14ページに記載してございます。

変更の日は国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第34号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

○地籍調査課長（原田誠之） 失礼します。議案書15ページ、説明資料4ページをご覧ください。

議案第34号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第206条第1項の規定によりまして、令和元年8月から令和元年11月に実施しました地籍調査事業の大字八河谷地区の一部、計画面積1.89平方キロメートルの一筆調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書16ページに記載してございます。

変更の日は国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第35号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

○地籍調査課長 (原田誠之) 失礼します。議案書17ページ、説明資料の4ページをご覧ください。

議案第35号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第260条第1項の規定によりまして、平成30年6月から平成30年7月、令和元年6月から令和元年8月に実施しました地籍調査事業の大字西谷地区の一部、計画面積3.28平方キロメートルの一筆調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書18ページに記載してございます。

変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上です。

○議長 (谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (谷口雅人) 質疑なしと認めます。

以上で補足説明及び質疑を終わります。

これから、日程第27、議案第16号から日程第36、議案第25号までの10議案の補足説明及び質疑を行います。

なお、この10議案については本日可否の決定を行います。

日程第27、議案第16号 令和3年度智頭町一般会計補正予算(第9号)の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長 (國岡厚志) それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第16号 令和3年度智頭町一般会計補正予算(第9号)。

歳入歳出の総額から1億7,761万8,000円を減額し、それぞれ71億3,599万3,000円とするものであります。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和3年度3月補正予算概要と補正予算書により、説明をさせていただきます。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承くださいたいと思います。

全事業にわたって、人件費及び各事業の決算見込みに基づく調整を行っておりますとともに、併せて各特別会計の補正に伴う各特別会計への繰出金の調整を行っております。

概要書の1ページ、補正予算書18ページ、議会費では、決算見込みに基づき議員報酬などの減額をしております。

同じく予算書の18ページからは総務費ですが、18ページから19ページにかけての一般管理費、財産管理費につきましては、会計年度任用職員及び特別職を含む人件費の調整のほか、智頭町都市開発公社の経営健全化を図るため、保有用地購入及び洗車用高圧洗浄機購入に要する経費の増額のほか、事業費の調整を、19ページから20ページにかけてのまちづくり推進費でも人件費の調整のほか事業費の調整を、まちづくり事務費ではコネクテッドカー分の保険料の増額を、20ページの交通安全対策費では備品購入費の減額を、それぞれ措置しております。

予算書21ページ、また、概要書では1ページとなります地域活性化推進費及び交通政策費では、事業費の調整のほか、旧那岐小学校改修工事において、基本既設設備を活用する計画であったものが、経年劣化の激しい設備の交換、新設などによる増額を、コミュニティバス運行事業で補助金額確定に伴う地方バス路線維持対策費補助金の増額を措置しております。

21ページまた、概要書では1ページから2ページとなります諸費の報償事業では、事業費の調整のほか、諸税等還付金では、過年度分県補助金精算返還金などの増額を措置しております。

22ページの税務総務費及び戸籍住民基本台帳費では会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか、マイナンバーカードによる転入出手続のワンストップ化のための住基システム改修委託料などの増額のほか、事業費の調整をそれぞれ措置しております。

23ページの、また概要書では2ページとなる衆議院議員選挙費及び智頭町議会議員選挙費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、同じく23ページの統

計調査費は事業費確定による事業費の調整であり、監査委員費についても事業費の調整であります。

24ページからは民生費であります。

社会福祉総務費では、人件費の調整のほか国民健康保険事業特別会計繰出金の減額を、また、国民年金費は人件費の調整であり、同じく24ページの障害者福祉費では事業費の調整を、また、老人福祉費では事業費の調整のほか、後期高齢者医療連合負担金の増額を、また、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額などを、社会福祉施設費では事務費の調整を措置しております。

予算書25ページの子育て支援推進費では、放課後児童クラブ下水道使用料増額のほか事業費の調整を、25ページから26ページにかけての保育園費の保育園事務費では、人件費及び事業費の調整のほか保育料無償化に伴うシステム改修委託料の増額を、措置しております。

予算書26ページの、また、概要書では3ページとなる児童館費では、人件費の調整のほか久志谷児童館及び本折児童館の灯油代などの燃料費、本折児童館の光熱費の増額を、それぞれ措置しています。

同じく予算書26ページの児童手当給付費では手当の減額を措置しております。

生活保護総務費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、それぞれ措置しております。

予算書27ページの衛生費の保健衛生総務費では、人件費の調整のほか事業費の調整を、予防費では各種予防接種手数料の減額のほか新型コロナウイルスワクチン接種事業で、ワクチン接種事業が9月末までに延長されたことに伴う事務費の増額を、それぞれ措置しております。

また、環境衛生費は事業費の調整をしております。

予算書27ページから28ページにかけての母子衛生費では事業費の調整を、健康増進事業費では事業費の調整を、保健師設置費では人件費の調整のほか、普通旅費の減額をそれぞれ措置しております。

同じく28ページのじん芥処理費、し尿処理費及び合併処理浄化槽費では、各事業の事業費の調整を、29ページ、また概要書では4ページとなる簡易水道施設費では簡易水道事業特別会計繰出金の減額を、労働費の労働諸費では事業費の調整を、それぞれ措置しております。

同じく 29 ページの農林水産業費、農業費の農業委員会費では人件費の調整のほか事業費の調整を、29 ページから 30 ページにかけての農業総務費でも人件費の調整を、それぞれ措置しております。

予算書 30 ページの農業振興費では、各事業費の調整を、畜産業費では畜産共進会助成事業費補助金などの減額を、それぞれ措置しております。

予算書 31 ページの地籍調査費では、人件費の調整のほか事業の確定に伴う事業費の調整を、農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の減額を、それぞれ措置しております。

31 ページから 33 ページ、概要書では 4 ページから 5 ページとなる林業振興費では、会計年度任用職員人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、造林事業費及び 33 ページから 34 ページにかけての林道費では、それぞれ人件費の調整のほか各事業の調整を措置しております。

34 ページの商工費の商工振興費では事業費の調整を、観光費では各事業の事業費の調整のほか那岐山展望台新設工事の減額を措置しております。

35 ページからは土木費です。土木総務費では人件費の調整のほか各事業事業費の調整を、また、土地開発公社保有購入費のうち簿価との差額を公社に対して補助金として支払う経費を、それぞれ措置しております。

道路維持費では各事業の事業費の調整のほか除雪料の増額を、35 ページから 36 ページにかけての道路新設改良では、各事業の事業費の調整を、下水道事業債では、公共下水道事業特別会計繰出金の減額をしております。

36 ページの消防費、常備消防費では、東部広域行政管理組合消防負担金などの減額を、37 ページの非常備消防費、37 ページから 38 ページにかけての、概要書では 6 ページとなる防災費では、人件費の調整のほかそれぞれ事業の調整を、措置しております。

38 ページの教育費、教育委員会費では費用弁償などの減額を、38 ページから 39 ページにかけての事務局費では、人件費の調整のほか各事業費の調整を、39 ページの小学校費及び 40 ページの中学校費でも各事業の事業費の調整を、それぞれ措置しております。

予算書 40 ページ、社会教育総務費では人件費の調整のほか各事業の事業費の調整を、中央公民館費では人件費の調整を、地区公民館費では会計年度任用職員人件費調整のほか事業費の調整を、41 ページ、社会教育施設費でも人件費の調

整のほか事業費の調整を、それぞれ措置しております。

42ページの文化財整備活用費では、各事業の事業費の調整を、図書館費では会計年度任用職員を含む人件費の調整のほか事業費の調整を、社会同和教育費及び42ページから43ページにかけての保健体育総務費でも、各事業の事業費の調整を、それぞれ措置しております。

43ページの学校給食費では人件費の調整のほか事業費の調整を、また、燃料費及び修繕料の増額を措置しております。体育施設費では、燃料費の増額に要する経費を措置しております。

災害復旧費の林業施設災害復旧費では事業費の調整を措置しています。

以上、合計1億7,761万8,000円の減額補正となっております。

次に、歳入についてですが、補正予算書8ページをご覧ください。

地方交付税から町債まで、歳入と同額の合計1億7,761万8,000円の減額となっておりますが、いずれも実績及び決算見込みに基づくものであります。

主なものは地方交付税を現段階での実績により増額し、繰入金では財政調整基金、まちづくり振興基金などからの繰入金の減額を、町債では総務費の増額を、また、過疎債の衛生債、林業振興事業債、土木債及び災害復旧債の減額をそれぞれ措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入、歳出、繰越明許費から地方債の3区分に分けて行います。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

では、歳入の質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 10ページの地方交付税です。このたび、今年度は8億4,100万余の増額ということで、これはやはりほぼコロナ対策ということで、国のほうからの特別交付税も含めて入ってきたという認識でよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 地方交付税につきましてはコロナ関連もございしますが、

そのほかそれぞれの算出根拠に基づいて算入されておりますので、具体的にコロナだけというものではございません。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） となると、主なものっていったら、どういったものになるんですか。細かくこう、細分化されてるっていう認識ですか、その辺りはいかがですか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 一番大きなところは、やはり公債費が増えたところでの算入が金額的には大きいかと思えます。そのほか社会福祉費関連のものが大きいものかと思われます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 同じく10ページ、歳入です。2点ですけども、障害者保護費負担金と、その下の児童手当負担金の部分は歳出のどの部分に反映されますでしょうか。

○議長（谷口雅人） しばらくお待ちください。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 障害保護費の分については障害福祉費のほうに反映されたものになります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） それでは16ページです。繰入金のところ、財政調整基金繰入金が当初の8億7,000万円から全額が補正減ということになっております。これは先ほどから言っているように、これは多分コロナによって、予定していた事業ができなかったということが主な要因だろうなというふうに思っているんですけど、そういうような認識でよろしかったですか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） これにつきましても、コロナの関連するものが主というわけではなくて、先ほど地方交付税のところ、申し上げたとおり、各公債費に関する交付というものが増えたことにより増額したというのが主な要因でございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 10ページ、民生費負担金です。広域入所負担金ほのぼの事業所枠保育自宅地域枠分というところが830万余減額になっているのは、これはもくろみより利用者が少なかったってということですね、該当者が、確認です。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 失礼します。

当初より実績が人数が減ったための減額となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 予算書19ページの公有財産購入費ですけども、ここに547万1,000円、そして、関連して35ページの土地開発公社経営健全化補助金1,528万2,000円、これが関連があると思いますが、先ほどの提案理由の説明でも簿価との調整、差額を補助金で措置するというようなご説明だったと思いますが、今回、この用地購入費の目的は土地開発公社の経営健全化という目的のためという理由でよろしかったでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） そのとおりでございます。

○議長（谷口雅人） 3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 本来、土地開発公社の持つ目的として、土地の先行取得というものが特定の目的のためにあるというふうに認識しております。今回経営の健全化というのが全面に出ておりますが、この取得された用地の今後の活用方法について現段階ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 現在のところの具体的な活用の予定はございません。

○議長（谷口雅人） 3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 現在、土地開発公社が所有している土地、あと、ここが今回用地購入で町のものとなるということになると、あと1か所が残る形になると思いますが、今後の土地開発公社、1か所、そちらも解消するとなると、所有する土地がなくなるということになると思いますが、土地開発公社の在り方、今後の在り方について、現段階でどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 議案としての質疑としてはなじみませんので、方向性としての話はもう既に議会、執行部、できておりますので、その方向に向けてのことであると。

ほかにございませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 概要説明書の2ページです。障害福祉士のところの厚生医療費の減というのは、これ、実績減でよろしいですかね、確認です。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） はい、実績による減で、当初生活保護分の透析見込みというふうなことで予定、予定っていいですか、計上しておりましたが、実績において減にさせていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 予算概要の2ページ、番号で言いますと、1031、ページは22ページ、戸籍住民基本台帳事務のところですが、295万3,000円の増になっていると思いますけれども、これの主なもの住基システム改修委託料というふうに理解してよろしいでしょうか。それで、委託業者はどこになるのか教えてください。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 主なものとしましては、22ページの一番下に書いております273万3,000円、転入転出手続に係るワンストップ化のためのシステム改修の委託料となります。業者はまだ、これからの予算成立後の契約となります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 概要書の2ページです。後期高齢者医療事務事業費、後

期高齢者医療広域連合負担金の増と減と補正理由が書いてあるんですが、219万5,000円で減額補正をしてありまして、最終の補正のところの残ってる予算額は63万7,000円って、何か、どういうことなのかなっていうのをちょっと説明いただきたいんですけども。増と減がしてあって、63万7,000円が補正額。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 一般財源でのほうの支払いといいますか、一般財源の広域のほうに払う負担金が確定、額が確定したんで、増えたっていうふうな形で、一般財源が増えて後期高齢のほうが減ったっていうふうな形。県の負担金のほうが減ったというふうなことになります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の21ページです。地域活性化推進費の中で、工事請負費1,690万円が増額になっております。那岐小学校の改修工事費ということで説明をいただきました。総務課長のほうから既設設備の活用を考えていたけども、老朽化しているんだっていう説明だったんで、その辺りをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 旧那岐小学校の改修につきましては、改修工事です、新築工事ではないということをご認識いただけてると思います。ですので、内装解体を行った際に判明することもあります。そういったことがありまして、総務常任委員会の際にも若干説明はさせていただいたんですけども、内装解体をしたときに梁の構造の部分ですね、そういったものが経年劣化したものがあったりだとか、そういったものが判明したということになります。

あと、設備におきましても既存設備を活用するということは大前提として設計をしておりましたが、温浴施設を稼働させるということになった際に、経年劣化の激しいものがありましたので、増設するとかそういったようなもので今回増額の予算措置をさせていただいているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 本冊28ページのじん荼処理費であります。東部広域行政

管理組合の可燃処理費負担金が今回補正で1,710万8,000円減額となっております。これは実績に伴う減額ということだと思いますけども、かなりの大きな金額ですが、何か今回に伴って、コロナは関係はないと思うんですが、減額となった大きな要因がありましたら、お願いします。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） コロナというわけでもありませんし、おっしゃるとおり額の確定によるもので、東部広域行政管理組合の議会で可決された数字の案分になります。

○議長（谷口雅人） 5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 本冊の28ページです。6番、目の6番、保険費設置費の、すみません、5番です。健康増進事業費、委託料が280万減額になってるようですけども、これは健診あるいはそういうものの健診控えというか、コロナに関する、何でもかんでもコロナというのもあれですが、そういう関係でしょうか、教えてください。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 健診のほうの実績見込みがコロナの影響もあるんだと思いますが、受診のほうが人間ドック、各がん検診等なかなか伸びなかったというふうなことで実績見込みによる減となっております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊19ページの一般管理費の消耗品費117万5,000円増となっておりますが、その内容を教えてください。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） これにつきましては、当初予算でそういった経費を抑えるために消耗品を厳しく見ていたというようなところで、今回管理用消耗品が不足したために増額するものでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の31ページ、農林水産業費の農業集落排水費の繰出金92万5,000円減額措置ですけども、ここんところは12月にも同じように補正がしてありまして、266万7,000円で、12月と3月で2回減額

の繰出しの手当がしてあるんですが、これは数字上の調整上のことでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 特別会計の実績っていうか、特別会計の補正と連動した数字となっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の25ページの保育園費です。今回かなり3,400万ということで補正額が上がっておりまして、特に人件費に当たる部分、給料であったり職員手当、これが大幅な減額になってるんですけども、これはちょっとその辺の要因っていうのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 総務常任委員会でも説明させていただきましたけども、職員が5名、産休に当たりましたんで、その減額になってます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊34ページの林道費の部分です。確認です、聞いていたかも分かりませんが、34ページの工事請負費1,750万円の場所、箇所と、公有財産購入費の用地購入費が1,039万2,000円減額になっている、この2点、ちょっとお聞かせください、連動してるもんで。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 林道費、公共林道費、林道事業になりますけども、まず、工事請負費のほうですが、県の補正予算に連動しまして、前倒しで3年度補正という形で対応させていただくことになりました。場所につきましては宇波竹之下線の崩落、のり面崩落の修繕ということになります。

もう一点、用地購入ですけども、これにつきましては、県営林道事業になりますので、県の主導の事業になりますけども、そちらの関連の用地購入が減額となっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 本冊33ページ、造林事業費です。森林整備推進事業補助金1,241万2,000円の減額で、補正前の金額からしたら、かなりの率の

減額になっておりますが、主な減額の要因を教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 民生常任委員会で説明させてもらったかもしれませんが、この今年度の美しい森づくり基盤整備事業、これが特措法の失効に伴って、昨年度末で失効になったということで、どういう形で延長をされるかどうか、非常に不透明な状況だったということもあって、ある意味臨時的に代替事業として予算化したものであります。今年度分の美しい森の交付決定が10月にやられましたので、それ以前に着手した施行地を対象にしたということで、結果的に減額になっているということでもあります。

○議長（谷口雅人） 7番、谷口翔馬議員。

○7番（谷口翔馬） 本冊40ページの社会教育総務費の会計年度任用職員報酬、これは当初2人で377万6,000円の予定をしていたんですが、204万円減ということで、これは1人だったってということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 2人が1人になったってことです。

○議長（谷口雅人） ほか、ありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の34ページです。観光費の工事請負費1,289万2,000円の減額のこのところの要因をお願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） これについては那岐山展望台の工事請負費になっております。なかなか悲願を達成できないということで悩んでおりますけども、国庫補助がつかなかったというようなこともありますので、今回減額とさせていただいております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊30ページです。畜産業費、これの負担金補助及び交付金の中で、鳥取和牛振興総合対策事業費補助金っていうのは439万7,000円減額ということで、これも多分コロナでということなのかなと思ってるんですけど、出荷が減ったことによって贈頭に至らなかったというような認識でよろしかったですか、いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これにつきましては、補助制度の仕組みが変わったということであります。具体的に言いますと、増頭する分に対して国の奨励金が活用できるようになったということなんです。当初予算を編成する段階でスキームの詳細がまだ示されておられませんでしたので、従前のスキームで当初予算は組んでおりました。これまでは購入費の2分の1、県が3分の1、町が6分の1持つという形での制度でした。ところが、制度が変わりまして、購入費の2分の1補助に変わりはないんですが、1頭当たり24万6,000円、これが定額で国の奨励金を使えるということで、それを差し引いた部分について県3分の1、町6分の1を負担するというので、要するに、国の奨励金が入ってくるので、その分、県や町の負担が減ったということであります。

加えまして、増頭実績が減ったということがあります。もともと外部導入7頭、それから自家保留3頭という計画だったんですが、実績としては自家保留が1頭のみにとどまったということで、そういった意味での補助のスキーム変更に伴うものと、それから導入実績の減に伴うものということであります。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 制度変更的なものだというので、国の奨励金が入るようになったんでという説明でした。この奨励金っていうのは畜産業者さんに、国のほうから直にっていうことなんでしょうか。その辺りの仕組みを少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 奨励金につきましては、国からJAに入ってきます。国から町を経由せず、直接JAに入って、生産者にわたっていくと。その分の残りの部分を県と町で持つというスキームであります。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の27ページの環境衛生費です。特定空き家等解体撤去事業補助金が120万円減額ということで、これ、補助制度としては60万円上限の2件措置ということだったんですけど、今回は申請がなかったということもあるんだと思うんですけども、特定空き家、危険空き家っていうふうな位置づけにあらうかなというふうに認識してるんですけども、役場のほうからの持ち主といいますか、に対するアプローチっていうのは、今年度どのように行われ

たんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 予算の減額にまずつきましては、ご指摘のとおり、申請がなかったために減額するものです。

あと、アプローチとしましては、電話ですとか文書ですとか、何度か、年に何度も接触はしておりますが、まだ、その補助金活用して解体をっていうようなところまで意思が固まっておられないというのが実情です。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） これはちょっと確認ですけども、危険空き家に指定された物件のみということではなかったですね。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） そのとおりです。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） となると、今現在は2件ですか、その危険空き家に認定といいますか、指定されているのは2件ということではよろしかったでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） すみません、当初予算の資料のほうになります。が、予算説明資料の56ページになります。

認定件数が令和元年度に2件、2年度に3件、3年度に2件で、合わせて7件、現在のところ、認定しております。

○議長（谷口雅人） ほかはありませんか。

8番、波多議員。

○8番（波多恵理子） 本冊20ページのまちづくり推進費の中の18負担金補助及び交付金2,732万1,000円の減の主な要因としては、やはりコロナ禍であったということではよろしかったでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 本冊に書いてございます東部行政管理組合運営負担金の実績による減、智頭町U J I ターン住宅支援事業補助金の実績による減、太陽光発電システム等設置補助金の実績による減、まちづくり支援事業費補助金実績による減、外部人材活用支援事業補助金実績による減、智頭町婚活支援事業補助金実績による減、地域経済循環創造事業補助金実績による減、移住支援金実績に

よる減、地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金の実績による減、智頭町新生活応援補助金実績による減となっております。

○議長（谷口雅人）　　ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人）　　質疑なしと認めます。
次に、繰越明許費から地方債までの質疑を行います。
質疑はありますか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志）　　繰越明許費の5ページの林業費とか土木費の部分の繰越の部分は、原因としたら、今回の雪の関係でというふうな捉え方でよろしいですかね。何かほかに要因があれば。

○議長（谷口雅人）　　山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進）　　林業費のということでよろしいでしょうか。

まず、森づくり作業道整備事業、これは豪雨で被災した作業道の災害復旧なんですけど、おっしゃるように、例年にない積雪のため、工事が遅れとるということであります。

それから、次の林業事業体等支援事業。これは国の事業を活用して、森林組合が林業機械を導入するものであります。新型コロナの影響で、機械の納品に遅れが生じる可能性があるということで、年度内に支出を完了できない可能性があるということで、翌年度への繰越を行うものということであります。

次の森林経営管理推進事業につきましては、森林経営管理法に基づいて、町が実施する間伐であります。これも例年にない積雪のため、年度内完了が困難となったということであります。

次の、山と暮らしの人づくり事業です。山村ICTの関連であります。林業作業の安全性確保のため、いわゆるスマートヘルメットの試作・実証に向けた検討を進めております。ただ、技術的にクリアすべき課題が非常に多くて、試行錯誤をしながら検討を進めとるんですが、これまた、例年にない積雪のため、なかなか現地での実証ができないということで、繰越をするということであります。

次の地域通貨は、杉小判の使用期限は6月末ということです。

それから次の、最後の美しい森づくり、これは昨年度末で終了となった国の制度が延長されて、新しい制度の承認手続を経て、国の交付決定が来たのが10月

であります。交付決定以降でない事業にかかれないうことと合わせて、積雪の影響もあって、年度内の完了が困難となったというものであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 土木費のほうになりますけども、遡れば、平成30年豪雨の影響で、R元年、R2年というところまでは結構いろんな数を繰り越してきてたんですけども、大分正常化はしてきていたところなんですけども、コロナの関係で、やはり資材の遅れだったり、搬入の遅れだったりというようなことで、やはりなかなかそれが正常にはなかなか戻ってないっていうところが正直なところでして、本数的にも昨年と同じような数、繰越をしているようなことになっています。

あと、除雪事業ですけども、本来除雪事業、これまで繰越を行って来てなかったんですけども、やはり年末からの大雪ということで、道路施設であったり構造物であったり、かなりの破損が見られるというところで、基本的には受託者側に修繕をお願いしとるわけなんですけども、その所在が明らかにならないものであったり、そういった修繕に、とても年度内に対応することが難しいということ、あと除雪車両ですね、町が所有する除雪車両につきましても、予想以上の稼働をしているもので、かなり負担がかかって、修繕が必要な部分も出てきておりまして、その辺り、年度内の対応が難しいということで、このたび繰越ということになっております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計の補正予算全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、換気を兼ねておりますので、よろしくお願ひします。

再開は議場の時計で40分。

休 憩 午後 2時31分

再開 午後 2時40分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28、議案第17号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書49ページをご覧ください。

議案第17号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,718万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,024万8,000円とするものです。

歳出につきましては、55ページをご覧ください。

総務費では人件費等実績に伴う減額を、保険給付費では一般被保険者療養費の現物給付費、現物給付実績に伴う増額を措置しています。

また、基金積立金に財政調整基金積立金を計上しています。

歳入につきましては、56ページをご覧ください。

県支出金、繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第29 議案第18号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算、（第2号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。補正予算書59ページをご覧ください。

議案第18号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,205万5,000円とするものでございます。

65ページをご覧ください。

歳出につきまして、排水費の役務費のうち、水質検査手数料の減額分、それと、その他決算見込みに基づくものを合わせて90万円減額補正しております。

歳入につきましては、これに合わせまして、給水使用料を54万3,000円、一般会計繰入金を35万7,000円減額するものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第30、議案第19号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 失礼します。補正予算書66ページをご覧ください。

議案第19号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ190万円を減額し、歳入歳出予算の総額を162万円とするものです。

まず、歳入につきまして、71ページをご覧ください。

決算見込みにより、住宅新築資金貸付収入等それぞれの減額調整をしております。これは、県補助金が補助対象外となったことによる償還推進助成事業の減と、住宅新築資金と宅地取得資金の貸付事業におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、債務者の収入減のため、貸付資金の回収の一部を翌年度に猶予したことによるものです。

続いて、72ページの歳出につきまして、歳入の貸付金収入等の決算見込みにより、一般会計への繰出金も含めて調整をしております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第31、議案第20号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長(矢部久美子) 失礼します。補正予算書73ページをご覧ください。

議案第20号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ134万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億877万4,000円とするものです。

まず、歳出につきまして80ページをご覧ください。

決算見込みに基づき、光熱水費及び汚泥運搬処分手数料の減額と公課費の増額を措置しております。

次に、歳入は79ページです。

一般会計繰入金の減額を行っております。

続きまして、76ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、昨今のコロナウイルス感染症の影響による半導体供給不足による影響のため、ポンプ取替え修繕及び浄化センター通報装置の取替え工事、マンホールポンプ場監視通報装置改築更新のそれぞれにおきまして、部品の納期遅延が生じておりますので、地方自治法第213条第1項の規定により、1,936万4,000円を翌年度に繰り越すものです。

以上でございます。

○議長(谷口雅人) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

日程第32、議案第21号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 失礼します。補正予算書 81 ページをご覧ください。

議案第 21 号 令和 3 年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）です。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 92 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 5,530 万 6,000 円とするものです。

まず、歳出につきまして 88 ページをご覧ください。

決算見込みに基づき、汚泥運搬処分に係る手数料等の減額と、浄化センター修繕料及び公課費の増額を措置しております。

歳入につきまして、87 ページです。

一般会計繰入金の減額を行っております。

続きまして、84 ページをご覧ください。

繰越明許費につきまして、公共下水道事業と同様に、半導体供給不足による影響のため、浄化センター通報装置取替え工事に係る部品の納期遅延が生じておりました。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、820 万円を翌年度に繰り越すものです。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 33、議案第 22 号 令和 3 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。補正予算書 89 ページをご覧ください。

議案第 22 号 令和 3 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,481 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 億 3,251 万 8,000 円とするものです。

歳出につきましては 97 ページをご覧ください。

総務費保険給付費では、決算見込みに伴う減額を行っております。また、地域支援事業では、98ページの一般介護予防事業で、智頭町温水プールの利用者の増加に伴い増額措置をしておりますが、それ以外は実績に伴う減額措置としております。また、過年度の交付金の確定に伴い、返還金を計上しております。

歳入につきましては94ページをご覧ください。

財源につきましては、主に国庫支出金、保険料、一般会計からの繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第34、議案第23号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。補正予算書103ページをご覧ください。

議案第23号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ289万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,426万3,000円とするものです。

歳出歳入につきましては、108ページ、109ページをご覧ください。

後期高齢医療広域連合納付金の減額、保険料の還付金の見込み減によるもので、財源につきましては、保険料、繰入金、諸収入で調整しています。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第35、議案第24号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第23号であります。令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

収益的支出を170万1,000円減額し、7,329万2,000円としておりますが、大変申し訳ございません。こちらのチェックミスでございまして、金額の訂正をさせていただきたいと思っております。水道事業費用につきましては7,499万3,000円を7,913万5,000円、合計につきましては7,329万2,000円を7,743万4,000円、この金額につきましては、2ページ目のところにも書いてございます。大変失礼いたしました。ですので、もう一度読み直します。

水道事業費用7,913万5,000円を170万1,000円減額し、7,743万4,000円とするものでございます。

資本的支出につきましては974万円減額いたしまして、これも建設改良費の金額のみが入っております。これも大変申し訳ございません。建設改良費はそのままに、資本的支出の額を1,554万ではなく、2ページに書いてございます2,218万円。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 結構修正点がかなりありそうですし、これ予算書になりますんで、やっぱり差し替えを求めたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 暫時休憩します。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 3時24分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第35、令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）について、訂正につきましては、水道課長より理由の説明を求めます。議題にします。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。皆様に大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

議案第24号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）の金額を訂正させていただくものでございます。

お手元に資料としまして、見え消しで赤字によって訂正をさせていただいております。大変ご迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。

○議長（谷口雅人） お諮りします。

ただいま議題となっております訂正の件を許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

したがって、令和3年度水道事業会計補正予算（第2号）を許可することに決定しました。

以上、説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第36、議案第25号 令和3年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 予算書1ページをご覧ください。

議案第25号 令和3年度智頭町病院事業会計補正予算（第3号）です。

収益的収入に1,961万6,000円を追加して、総額17億9,747万3,000円に、収益的支出に1,876万円を追加して、総額18億9,347万円にするものです。

内容につきましては、12ページをご覧ください。

決算見込みに基づきまして所要額の調整を行っているものです。

診療材料費や検査試薬などの材料費につきまして増額を、燃料高騰によります燃料費、電気代の増額を、あと、仮払い消費税の増額。減額としましては賃借料、委託料、旅費につきまして決算見込みによる減額を行っております。その中の特別損失としまして、看護師奨学金につきまして、免除対象となった分を措置しております。

収入につきましては11ページをご覧ください。

県補助金を充てております。

説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 歳入歳出で企業会計なので、歳入歳出の額は一致はしてないんですけども、歳入の分の他会計補助金の県補助金1,961万6,000円増えた内容はこういったものなんですか。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 県補助金の増えた理由につきましては、コロナ病床確保補助金としまして県から収入を得る予定でございます。

○議長（谷口雅人） ほかはありますか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 12ページの支出の部分で、一番下のその他特別損失ということで、さっき福安部長のほうから看護師の奨学金ですかね、これが規定の年数をクリアしたのでっていうそのこの部分の損失補填的な意味合いなのかなというふうに理解したんですけど、それでよろしかったですかね。

○議長（谷口雅人） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 規定の勤務期間を終了して免除となったという、おっしゃったとおりでございます。

○議長（谷口雅人） ほかはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

暫時休憩します。

議員の皆さんは全協室へお集まりください。

休 憩 午後 3時30分

再 開 午後 3時34分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第27、議案第16号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第9号）の

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第28、議案第17号 令和3年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決しました。

日程第29、議案第18号 令和3年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第19号 令和3年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第20号 令和3年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第21号 令和3年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第22号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第23号 令和3年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第24号 令和3年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36、議案第25号 令和3年度智頭町病院事業会計補正予算(第3号)の討論を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立 11名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第37、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、3月11日から3月21日までの11日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月21日の11日間を休会することに決定しました。

3月9日並びに3月10日午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る3月22日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

散 会 午後 3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和4年3月8日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋